

鶴岡市公共交通計画素案について

1. 基本的な考え方

広域幹線・市内幹線を維持し、地域内交通については地域特性や地元住民との話し合いにより最適な交通体系を導入する。また ICT 等を活用した新しい交通システムの導入によるサービスの向上に取り組む。

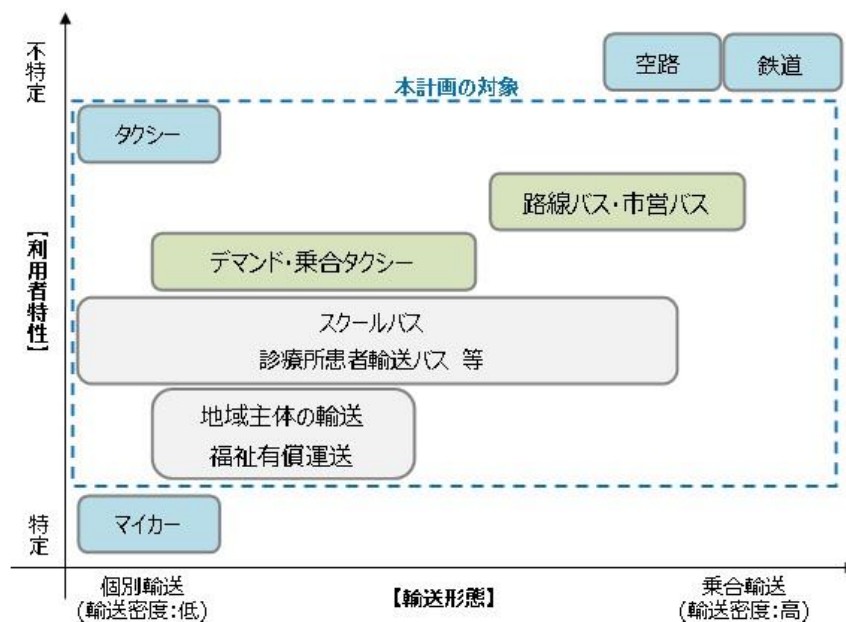
2. 計画の位置づけ

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条 地方公共団体による「地域公共交通計画」（マスタープラン）策定の努力義務
- 第 2 次鶴岡市総合計画を上位計画とし、総合計画のめざす都市像を支える交通としての役割を明文化
- 山形県地域公共交通計画も上位計画とし、国の様々な制度や交付金にも対応

3. 計画の対象範囲

【対象となる交通手段】

- ・路線バス（庄内交通）・市営バス（羽黒・朝日）
- ・デマンド交通（藤島東栄・温海地域）・タクシー（市内 11 社）
- ・スクールバス・地域主体の輸送、福祉有償運送、診療所患者輸送バス 等



4. 具体的な変更・追加点

■継続事項

- 広域幹線・市内幹線は市街地と地域拠点を結ぶ重要なネットワークであるため、市の責務として維持に努め、地域拠点までの地域内交通は市民と最適な交通手段を協働で導入し、維持する。
- 効率性と利便性に配慮したバス路線網の検討

■追加事項

- 高齢者や障がい者、高校生・観光客等への対応強化
 - 高校生
 - ・ 高等学校等生徒通学費支援制度の拡充検討
 - ・ 学生 100 円バスなどの制度周知強化
 - 高齢者や障がい者
 - ・ タクシー料金制度の拡充検討(『一括定額運賃』や『高齢者割引の導入』等)
 - ・ 市内循環線の拡充(2 路線⇒3 路線)とバス停間隔の細分化(間隔を狭く)
 - ・ 福祉や介護保険制度との連携強化(介護保険(総合事業)『訪問型サービス D』等の検討)
 - 観光客
 - ・ 公共交通の検索機能向上(県オープンデータ事業連携)
 - ・ バス 1 日乗車券等の観光客向けの取組の周知拡大
- 乗って育てる公共交通の認識強化
 - マイバス意識の強化
 - ・ 『乗って育てる公共交通』という意識醸成(乗らなければ無くなる)と各地元協議会の連携強化
- タクシー業界及び福祉や介護制度との連携強化
 - タクシー事業者
 - ・ 市が関わる交通を連合体として受注できる団体の組織化
 - ・ 料金制度などを使いやすいように(上記再掲)
 - 福祉や介護制度
 - ・ らくらく移送サービス、福祉タクシー券などの制度周知強化
 - ・ 介護保険『訪問型サービス D』などの導入検討(上記再掲)
- ICT などを活用した新たな交通サービスの検討

※ 訪問型サービス D とは

介護保険の総合事業による移動・外出支援。

介護認定で要支援1・2の認定を受けた人や基本チェックリストで事業対象者になった人が利用できる生活支援サービス。自治組織も担うことができ、サロンや介護予防体操教室、通院等の送迎に買物やその付き添い支援をすることができるもの。

5. 基本方針と基本目標

6. 実施事業（プロジェクト）

別紙 交通計画（概要版 素案）の通り

7. 今後のスケジュール（予定）

月別	内容
2月16日	第5回地域公共交通活性化協議会（計画素案）
3月3日	議会説明（総務常任委員会協議会）
3月9日 ～23日	パブリックコメント
3月29日	第6回地域公共交通活性化協議会（計画策定）
4月	国土交通省に申請
